

証券コード 5204

2026年6月1日

(電子提供措置の開始日2026年5月27日)

株 主 各 位

愛知県岩倉市川井町 1 8 8 0 番地

石 塚 硝 子 株 式 会 社

代 表 取 締 役 石 塚 久 継
社 長 執 行 役 員

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第91回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ishizuka.co.jp/ir/index05.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトアクセスして、当社名または証券コード(5204)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のいずれかをご表示のうえ、2026年6月17日(水曜日)午後5時15分までに到着するよう、ご返送いただくか、同期限までにインターネットによる議決権行使を行っていただきますようお願い申しあげます。

詳細につきましては、3～5頁の「議決権行使方法についてのご案内」をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 岩倉市鈴井町下新田123番地
アテリア総合体育文化センター 1階 多目的ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項 (1) 第91期（2025年3月21日から2026年3月20日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第91期（2025年3月21日から2026年3月20日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◆当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきます。
また、株主総会ご出席株主様へのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◆書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ①業務の適正を確保するための体制
 - ②連結株主資本等変動計算書
 - ③連結計算書類の連結注記表
 - ④株主資本等変動計算書
 - ⑤計算書類の個別注記表
- ◆電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

▶下記3つの方法がございます。

●インターネットによるご行使



行使期限

2026年6月17日（水曜日）
午後5時15分行使分まで

当社議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

【議決権行使ウェブサイト】<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

▶「二次元コードを読み取る方法「スマート行使」」については次頁をご参照ください。

●郵送によるご行使



行使期限

2026年6月17日（水曜日）
午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

●株主総会へのご出席



株主総会開催日時

2026年6月18日（木曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

議決権のご行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後にご行使されたものを有効なものとして取り扱います。

● 議決権行使ウェブサイトへのアクセス方法 ●

「議決権行使ウェブサイト」（下記 URL）へのアクセスにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力の上、画面の案内に従って行使をしていただきますようお願い申し上げます。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使の手順について

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック

2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードを入力し、「次へ」をクリック

3 パスワードを入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

パスワードのお取り扱い

- ◎パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- ◎パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話番号 0120-768-524 （フリーダイヤル）

（ご利用時間 午前9時～午後9時(年末年始を除く)）

事業報告

(自 2025年3月21日)
至 2026年3月20日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が見られ、インバウンド消費の増加等により緩やかな回復基調が続く一方、円安進行に伴う諸資材価格の高止まりに加えて、中東情勢の緊迫化による原油価格上昇に伴い更なる物価高が見込まれるなど、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループは、「モノづくり」を通じて体質を強化し、多少の荒波が生じても難なく乗り越えられる経営基盤を確立するため、長期的な視点で会社の方向を示す「ISHIZUKA GROUP 2030」を2022年4月に公表しました。これまでの事業環境の変化を踏まえ、2025年4月に見直しを行い、それに基づく2027年度を最終年度とする3か年の中期経営計画「新たな領域への挑戦」を策定しております。この中期経営計画では、①2027年度までに連結営業利益5,000百万円の達成、②中堅・若手人財の躍動と視座高き人財の充実、③2027年度CO2排出量 Scope 1+Scope 2 30%削減(2020年度対比)、④ペーパーレス化の推進・アナログ作業からの脱却(ラクの追求)を重点ポイントとしております。また、更なる企業価値向上のため、ROE目標の前倒しとともに財務健全性指標並びに株主還元方針についても見直しを行うとともに、中期経営計画期間における経営目標の見直しと事業グループの特性に合わせた事業ポートフォリオ戦略の方向性を整理しました。これに伴い、当連結会計年度より報告セグメントの見直しを行っております。

業績につきましては、売上高はプラスチック容器関連事業の新工場の出荷が寄与していること及びその他事業のパウチ飲料充填事業が新たに加わり、売上高は59,510百万円(前期比6.3%増)となりました。利益につきましては、増収効果に加えて、ガラスびん生産設備更新での生産性向上等のコスト低減施策や販売価格の見直しなどにより、営業利益4,160百万円(前期比8.1%増)、経常利益3,882百万円(前期比4.5%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は税金費用が増加したことにより、2,618百万円(前期比15.2%減)となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

<包装容器関連セグメント>

・ガラスびん関連事業

ガラスびんは、諸資材価格及び物流費用等の上昇に対する販売価格改定の取り組みを進めましたが、物価高による買い控えなどの影響により出荷量は減少し、売上高は11,252百万円(前期比1.8%減)となりました。

・紙容器関連事業

紙容器は、国内外原紙の調達コスト、諸資材及び物流費の上昇に対する販売価格改定の取り組みとともに、拡販活動に加えて新規販路の開拓もあり、売上高は9,206百万円（前期比7.4%増）となりました。

・プラスチック容器関連事業

PETボトル用プリフォームは、一部ユーザーからの受注が大きく落ち込みましたが、前期から新たに稼働を開始した新工場からの出荷が寄与したことにより、売上高は15,858百万円（前期比8.3%増）となりました。

<ハウスウェア関連事業>

ガラス食器は、一般市場向けの販売が落ち込みましたが、企業向けの景品受注とアルコールメーカー向け業務用品の販売が伸長し増収となりました。

陶磁器は、海外のエアライン向けの受注は堅調に推移しましたが、国内及び海外のホテル向けの受注が減少し、セグメント全体の売上高は13,246百万円（前期比0.2%減）となりました。

<産業マテリアル関連事業>

抗菌剤は、原材料価格の上昇に対する販売価格是正を進めましたが、出荷量等の減少により減収となりました。調理器具向けガラストッププレートは、販売製品の品種構成の変化により減収となり、セグメント全体の売上高は4,660百万円（前期比8.4%減）となりました。

<その他事業>

パウチ飲料充填事業の売上高が新たに加わり、セグメント全体の売上高は5,285百万円（前期比77.6%増）となりました。

企業集団のセグメントの売上高

(単位：百万円)

区 分		当 期		前 期 金 額	増 減	
		金 額	構成比		金 額	増減率
包 装 容 器 関 連	ガラスびん関連	11,252	18.9%	11,453	△200	△1.8%
	紙容器関連	9,206	15.5%	8,569	636	7.4%
	プラスチック容器関連	15,858	26.6%	14,636	1,221	8.3%
小 計		36,317	61.0%	34,659	1,657	4.8%
ハ ウ ス ウ ェ ア 関 連		13,246	22.3%	13,273	△26	△0.2%
産 業 マ テ リ ア ル 関 連		4,660	7.8%	5,086	△425	△8.4%
報 告 セ グ メ ン ト 計		54,225	91.1%	53,019	1,205	2.3%
そ の 他		5,285	8.9%	2,975	2,309	77.6%
計		59,510	100.0%	55,994	3,515	6.3%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は4,756百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

日本パリソン株式会社

東京工場 PETボトル用プリフォーム生産設備（包装容器関連）

② 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失 特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

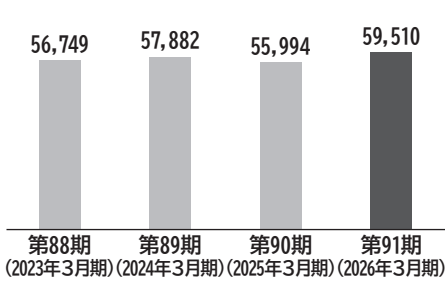
当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

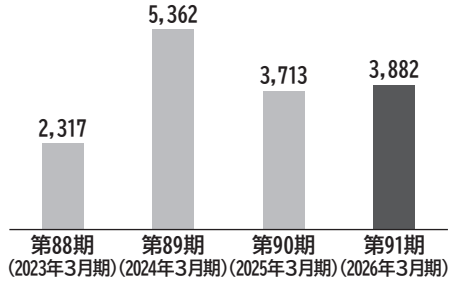
区 分	第88期 自2022.3.21 至2023.3.20	第89期 自2023.3.21 至2024.3.20	第90期 自2024.3.21 至2025.3.20	第91期(当期) 自2025.3.21 至2026.3.20
売 上 高 (百万円)	56,749	57,882	55,994	59,510
経 常 利 益 (百万円)	2,317	5,362	3,713	3,882
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	252	4,707	3,088	2,618
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	60.26	1,129.21	739.09	624.02
総 資 産 (百万円)	86,536	92,115	100,417	99,995
純 資 産 (百万円)	28,749	32,350	35,332	39,292
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	5,997.88	7,418.27	8,104.29	9,058.73

売上高

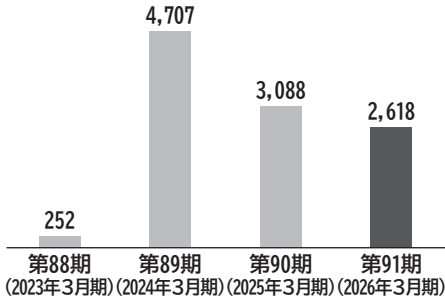
(単位：百万円)

**経常利益**

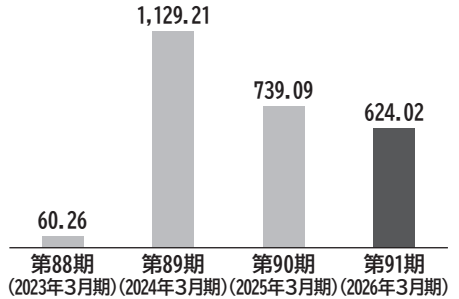
(単位：百万円)

**親会社株主に帰属する当期純利益**

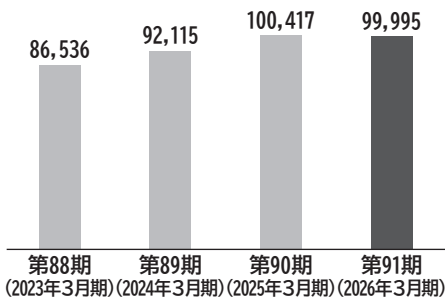
(単位：百万円)

**1株当たり当期純利益**

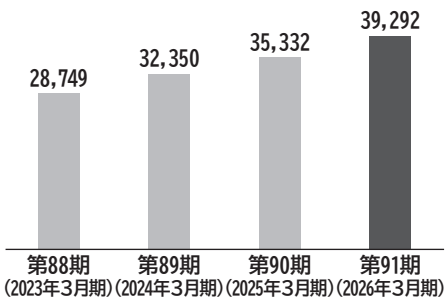
(単位：円)



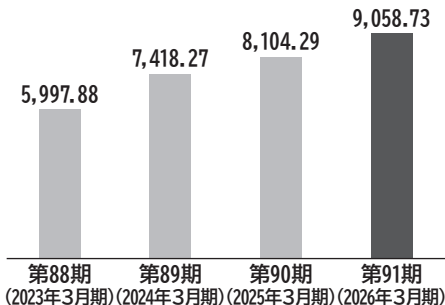
総資産 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 又 は 出 資	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百 万 円	%	
アデリア株式会社	100	100.00	ガラス食器の販売
石塚物流サービス株式会社	10	100.00	ガラス製品の保管・出荷
ウイストン株式会社	200	※ 100.00	プラスチック製品の製造・販売
石硝運輸株式会社	20	100.00	貨 物 運 送
日本パリソン株式会社	1,530	※ 90.00	PETボトル用プリフォームの製造
北洋硝子株式会社	50	100.00	ガラス食器の製造
鳴海製陶株式会社	540	100.00	陶磁器・産業器材の製造・販売
三重ナルミ株式会社	100	※ 100.00	陶 磁 器 の 製 造
PT. NARUMI INDONESIA	637	※ 100.00	陶 磁 器 の 製 造
NARUMI SINGAPORE PTE LTD.	29	※ 100.00	陶 磁 器 の 販 売
鳴海（上海）商貿有限公司	106	※ 100.00	陶 磁 器 の 販 売
PT. NARUMI GLOBAL SUPPLY INDONESIA	22	※ 100.00	陶 磁 器 の 販 売
石塚王子ペーパーパッケージング株式会社	100	60.00	紙容器の製造・販売
日本機械金型株式会社	44	100.00	ガラス・PETボトル成型用金型の製造・販売
石塚ウェルネスパッケージング株式会社	10	100.00	パウチ飲料受託充填

(注) ※印は、子会社による出資を含む比率であります。

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社は、2019年12月1日に創業200年を迎えるにあたり、新たな企業理念を制定しております。新たな企業理念では、次の100年に向けて、企業として更なる発展を続け当社グループのめざすべき姿を明確にしています。

<わたしたちの使命>

暮らしに彩り、豊かさとお届けします。

私たち石塚硝子はメーカーです。モノづくりを通じて社会に貢献することが私たちの存在意義です。ただし、私たちは単にモノを作って売っている訳ではありません。一つひとつの製品で、より良く、より便利に、より価値のある暮らしをつくり出したいという想いを込めてお客様に製品をお届けしています。当社で働くすべての社員がその想いを共有し、社会とその暮らしになくはならない企業になりたいと考えています。

<わたしたちのビジョン>

価値あるモノづくりとともに、

社会で輝くヒトを育て、未来へ向かうユメを築きます。

ユメには2つの意味を込めています。一つは、価値あるモノづくりを続け、企業として成長すること、もう一つは、一人ひとりが人生に生き甲斐をもち、それぞれの願いを叶えていくことです。また価値あるモノづくりには、人財育成を通じたヒトづくりが欠かせません。これらが重なりあうことでいつの時代にも求められる企業であり続けることができると考えています。

<わたしたちの約束>

「誠実」「挑戦」「成長」

「誠実」は、200年の歴史で培った当社のDNAであり、すべてのステークホルダーに向き合う基本姿勢です。「挑戦」は、常に改善や新たな物事への挑戦を積極的に行うこと、また挑戦による失敗を恐れない風土を大切にしたいという意思を示しています。「成長」は、企業の成長という意味だけではなく、一人ひとりが豊かな人生を過ごすために、公私ともに成長して欲しいという想いを込めました。この3つの約束を合言葉に、私たちは未来に向かって進んでいきます。

② 中長期的な経営戦略及び目標とする経営指標

**ISHIZUKA GROUP 2030 ~挑戦し続けることにより、躍動する企業へ~
2027年度中期経営計画「新たな領域への挑戦」**

外部環境が目まぐるしく変化する中、当社グループは「モノづくり」を通じて体質を強化し、多少の荒波が生じても難なく乗り越えられる経営基盤を確立するため、長期的な視点で会社の方向を示すISHIZUKA GROUP 2030を2022年4月に公表しております。今般、事業環境の変化を踏まえISHIZUKA GROUP 2030の見直しを行い、それに基づく2027年度を最終年度とする3か年の中期経営計画を新たに策定しました。

ISHIZUKA GROUP 2030

コンセプト：～挑戦し続けることにより、躍動する企業へ～

- 重点ポイント：
- (1) 2030年度連結営業利益を継続的に50億円以上あげる
(利益目標の上方修正)
 - (2) ISHIZUKA GROUPを支える「ヒトづくり」
 - (3) 環境と調和した持続可能な未来社会への貢献
2030年度CO2排出量をScope 1 + 2において50%削減・
Scope 3において25%削減（ともに2020年度対比）
 - (4) 誰もが挑戦できる文化の醸成につながるDXの推進



2027年度中期経営計画

コンセプト：「新たな領域への挑戦」

- 重点ポイント：
- (1) 2027年度までに連結営業利益50億円の達成
 - (2) 中堅若手人財の躍動と視座高き人財の充実
 - (3) 2027年度CO2排出量 Scope 1 + 2 30%削減（2020年度対比）
 - (4) ペーパーレス化の推進・アナログ作業からの脱却（ラクの追求）

1. 2027年度中期経営計画の主な取り組み

- (1) 2030年度連結営業利益を継続的に50億円以上あげるため、以下の取り組みを進めて2027年度に連結営業利益50億円の達成をめざす
 - ・既存事業の深化（強化）を図るとともに、周辺の関連事業の取り込みを図り、機能子会社を含めたグループ全体で採算性を重視した取り組みを推進
 - ・新規事業についても積極的に経営資源を投入して、将来の柱となる事業を創り出す
- (2) 中堅・若手社員に判断や決断、時には意思決定を伴うような経験を積むことも重要視し、積極的に実践させて経験値を上げていく。また、視座を上

げて経営層視点を理解することで、将来の次世代幹部へと成長を促す。

- (3) 社会共通の目標であるCo2排出量削減に取り組むため、前中期経営計画で策定した全社最適ロードマップに基づきPDCAサイクルマネジメントを行い、2027年度CO2排出量Scope 1 + 2 30%削減（2020年度対比）へ挑戦
- (4) ペーパーレス化の推進・アナログ作業からの脱却に向け、古い慣習からの脱却とデジタル化を進めて、ラクの追求により余力を生み出す。

2. 経営環境、中期的な経営戦略、優先的に対処すべき事業上の課題 ＜包装容器関連セグメント＞

清涼飲料、乳製品、果汁製品、アルコール製品には、様々な容器が使用されており、当社は容器ジャンルを横断したお客様との強固な繋がりを活かして、グループとして共同提案を行えることが営業面の強みです。各容器ともにリサイクル率は高く、ガラスびんは出荷されたびんの60～70%を新たなびんとして再生産しており、PETボトル用プリフォームはグループ会社の遠東石塚グリーンベット社との連携により、リサイクル材使用比率は50%を越え、業界トップクラスです。紙容器は自治体・スーパー等での回収を通じて、ティッシュペーパー等の新たな商品に生まれ変わっており、地球資源の有効活用を意識した事業活動を実施します。

重点施策として、ガラスびんは、市場が減少傾向であるものの、高い密封性と透明感、高級感を備える容器としてアルコール類を中心に根強いニーズがあります。販売面では、意匠性の高い商品の開発、提案型営業による需要の拡大を図り、生産面ではロボット活用や工程合理化を進め、生産性の向上を推進します。

PETボトル用プリフォームは、24年度に移働を開始した姫路工場により3工場体制を整え、安定供給とBCPに万全の体制を整備。販売面では、CO2排出量を60～70%低減するリサイクル原料を強みとして、市場シェアの拡大と新用途ジャンルの開拓を推進します。

紙容器は、王子ホールディングス株式会社との協業により、パルプ原紙から容器製造迄の国内一貫生産体制を持ち、為替影響を受けにくいコスト構造を強みとして主力顧客への深耕を推進。また、東南アジアを中心に牛乳需要の多い地域への参入も実行します。

＜ハウスウェア関連事業＞

ガラス食器は、「ガラスの器で楽しさあふれる食卓に」をコンセプトに、「アデリアグラス」「津軽びいどろ」のブランドで国内外のBtoCルートに広く販売。BtoBルートとして、アルコールメーカー向けの業務用グラス(ジョッキ類)、や販促用グラスも多く取り扱っており、製品品質や納期対応力、企画提案力もお

お客様から高く評価いただいています。重点施策として、BtoCルートでは当社ブランドコンセプトを軸とした魅力ある商品の開発、各種メディアや販促活動を通じた提案を推進。また、BtoBルートではお客様からのニーズを元に、予算と納期にマッチしたガラス製品の提案から製造を行い、ご満足いただける製品を提供します。

陶磁器は、「NARUMI ボーンチャイナ」ブランドとして、白く透明感のある上質な高級洋食器を製造しており、多くの国際的なホテルチェーン本部と直接商談ができる国内外の営業ネットワーク及び顧客の要望にあわせたカスタマイズ商品を提案出来ることが強みです。日本市場向けの国内工場、主に海外市場向けの海外工場の2工場を持ち、同品質のボーンチャイナを生産し、大ロットから小ロット、短納期の案件にも柔軟に対応可能です。重点施策として、「NARUMI」のブランド価値を更に高めて販路を開拓するため、海外展示会の出展や国際的なデザインコンテストへの応募を積極化します。また、ボーンチャイナ原料として卵殻をアップサイクル利用したことで、持続可能性を意識した商品開発が評価され、2026年2月には「Tableware International Awards of Excellence 2026」において、サステナブル部門の最優秀賞を受賞しました。

<産業マテリアル関連事業>

抗菌剤は長年のガラス研究により誕生。独自の技術により「抗菌力」はもとより、付帯的に必要な「耐熱性」、「屋外耐久性」、「長寿命」等の機能を有することが強みです。樹脂等に練り込む添加剤の一種であり、用途は生活雑貨、水回り製品、繊維、塗料等と幅広く、海外でも高い評価を得ているNo.1ブランドであり、グローバルに展開。特殊ガラスは有機材料と無機材料の長所を併せ持つハイブリッド素材です。従来の樹脂では実現できない「耐熱性」、「耐光性」、「屋外耐久性」において非常に高い性能を発揮。これらの特性を活かし、これまで対応困難であった課題解決に挑戦します。重点施策として、新たなニーズに応える機能材料の製品開発を推進。自動車関連、医療関連等の新たな用途、グローバルでの新たな地域への展開により需要の開拓に注力します。特殊ガラスは、樹脂の限界を超える性能が求められる半導体や次世代通信などの先端分野において、新たな価値を提供するとともに、当社にとって新たな事業の柱となることを目指します。

産業器材の主要製品はキッチンコンロ向けトップガラスであり、陶磁器製造で培ったデザイン力と加工技術、付加技術とともに、国内一貫生産による少量多品種、短納期の対応力が強みです。重点施策として、お客様からのニーズに対応し、当社ならではの付加価値(装飾、機能、納期、コスト)を提供。また、派生素材であるヒーターパネルでの新規販路開拓を実施します。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント (2026年3月20日現在)

セグメントの名称		主要商品
包装 容器 関連	ガラスびん関連	洋雑酒びん、清涼飲料水びん、清酒びん、食料・調味料びん
	紙容器関連	紙容器、紙容器に係る充填機
	プラスチック容器関連	PETボトル用プリフォーム、プラスチック容器
ハウスウェア関連	ガラス食器、陶磁器	
産業マテリアル関連	抗菌剤、加熱調理器具のトッププレート	
その他	パウチ飲料受託充填	

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月20日現在)

会社名	名称及び所在地	
当 社	本 社	愛知県岩倉市
	東 京 支 店	東京都江東区
	大 阪 支 店	兵庫県尼崎市
	ガラスカンパニー 食器営業本部 西部営業グループ	大阪市大正区
	岩 倉 工 場	愛知県岩倉市
	東 京 工 場	茨城県猿島郡境町
	姫 路 工 場	兵庫県姫路市
	福 崎 工 場	兵庫県神崎郡福崎町
アデリア株式会社	東京都江東区	
石塚物流サービス株式会社	愛知県岩倉市	
ウイストン株式会社	愛知県海部郡蟹江町	
石硝運輸株式会社	愛知県岩倉市	
日本パリソン株式会社	茨城県猿島郡境町	
北洋硝子株式会社	青森県青森市	
鳴海製陶株式会社	名古屋市緑区	
三重ナルミ株式会社	三重県志摩市	
PT. NARUMI INDONESIA	インドネシア	
NARUMI SINGAPORE PTE LTD.	シンガポール	
鳴海(上海)商貿有限公司	上海市(中国)	
PT. NARUMI GLOBAL SUPPLY INDONESIA	インドネシア	
石塚王子ペーパーパッケージング株式会社	兵庫県神崎郡福崎町	
日本機械金型株式会社	大阪府茨木市	
石塚ウェルネスパッケージング株式会社	埼玉県比企郡嵐山町	

(9) 使用人の状況（2026年3月20日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称		使用人数	前連結会計年度末比増減
包装容器関連	ガラスびん関連	131（4）名	3名減（2名増）
	紙容器関連	174（21）名	4名増（-名）
	プラスチック容器関連	307（196）名	1名減（11名増）
小計		612（221）名	-名（13名増）
ハウスウェア関連		712（92）名	1名減（43名増）
産業マテリアル関連		103（19）名	-名（-名）
報告セグメント計		1,427（332）名	-名（-名）
その他		350（311）名	-名（-名）
全社（共通）		103（5）名	-名（-名）
合計		1,880（648）名	64名増（112名増）

- (注) 1. 使用人数の（ ）内は、パート及びアルバイト等の臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より報告セグメントの見直しを行ったため、産業マテリアル関連、その他及び全社（共通）セグメントの前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
401（6）名	2名減（4名減）	43歳7ヵ月	19年8ヵ月

セグメントの名称		使用人数	前事業年度末比増減
包装容器関連	ガラスびん関連	131（4）名	3名減（2名増）
	紙容器関連	-（-）名	-名（-名）
	プラスチック容器関連	16（-）名	-名（-名）
小計		147（4）名	3名減（2名増）
ハウスウェア関連		107（-）名	8名増（3名減）
産業マテリアル関連		31（-）名	-名（-名）
報告セグメント計		285（4）名	-名（-名）
その他		31（-）名	-名（-名）
全社（共通）		85（2）名	-名（-名）
合計		401（6）名	2名減（4名減）

- (注) 1. 上記使用人には、他の法人等への出向者290名は含んでおりません。
2. 使用人数の（ ）内は、パート及びアルバイト等の臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数で記載しております。
3. 当事業年度より報告セグメントの見直しを行ったため、産業マテリアル関連、その他及び全社（共通）セグメントの前事業年度末比増減は記載しておりません。

(10)主要な借入先 (2026年3月20日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,407百万円
株式会社日本政策投資銀行	2,625
株式会社みずほ銀行	2,601
株式会社三菱UFJ銀行	1,812
株式会社滋賀銀行	1,317

(11)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益状況に対応した配当を行うことを基本としておりますが、収益水準を安定的に確保出来る前提において、段階的な増配を重要な方針としております。また、自己資本の向上と財務体質の強化を進め健全な経営基盤の確立を図りながら、株主還元を行っていきよう努めてまいります。

配当の決定は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当期につきましては2026年6月2日を効力発生日として、期末配当を1株当たり70円とさせていただきますことを2026年4月23日開催の取締役会で決定いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2026年3月20日現在)

- ① 発行可能株式総数 14,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,219,554株 (うち自己株式 49,410株)
- ③ 株主数 8,668名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	219千株	5.26%
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND	183	4.40
株式会社みずほ銀行	173	4.16
株式会社三菱UFJ銀行	131	3.16
東朋テクノロジー株式会社	130	3.11
第一生命保険株式会社	120	2.87
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	118	2.83
INTERACTIVE BROKERS LLC	96	2.31
愛知時計電機株式会社	96	2.30
石塚芳三	88	2.12

(注) 持株比率は自己株式(49,410株)を控除して計算しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く。)	10,402株	4名

(注) 上記は、譲渡制限付株式報酬制度に係る交付であります。

(3) その他の株式に関する重要な事項

当社は、株主の皆様への利益還元と資本効率の向上及び譲渡制限付株式報酬への活用のため、会社法第165条第2項及び定款第7条の定めにより、2026年1月30日の当社取締役会決議に基づき、2026年2月2日から2026年3月12日の間、市場取引により、36,000株(発行済株式総数に対する割合は0.8%)の自己株式を総額139,676,000円で取得いたしました。

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	石 塚 久 継	社長執行役員 遠東石塚グリーンベット株式会社代表取締役 日本パリソン株式会社代表取締役会長 石塚ウェルネスパッケージング株式会社取締役会長
取 締 役	畔 柳 博 史	常務執行役員 経営企画部長 内部統制担当 グループ連携担当 未来挑戦部管掌 鳴海製陶株式会社取締役 石硝運輸株式会社取締役
取 締 役	稲 本 弘 希	上席執行役員 プラスチックカンパニー社長 日本パリソン株式会社代表取締役社長
取 締 役	杉 浦 修	執行役員 ウイストン株式会社代表取締役社長
取 締 役	小 栗 悟	税理士
取 締 役	安 北 千 差	
常 勤 監 査 役	北 山 聡	日本パリソン株式会社監査役 石塚物流サービス株式会社監査役 ウイストン株式会社監査役 石硝運輸株式会社監査役 アテリア株式会社監査役 鳴海製陶株式会社監査役 北洋硝子株式会社監査役 石塚王子ペーパーパッケージング株式会社監査役 日本機械金型株式会社監査役 石塚ウェルネスパッケージング株式会社監査役
監 査 役	赤 嶺 順 也	公認会計士・税理士
監 査 役	平 田 健 人	弁護士

- (注) 1. 取締役小栗悟、安北千差の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役赤嶺順也、平田健人の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役小栗悟、安北千差、監査役赤嶺順也、平田健人の四氏を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役赤嶺順也氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
①取締役後藤武夫氏は、2025年6月17日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
②小栗悟氏は、2025年6月17日開催の第90回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしました。
③監査役加藤茂氏は、2025年6月17日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
④監査役小栗悟氏は、2025年6月17日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
⑤監査役赤嶺順也氏は、2025年6月17日開催の第90回定時株主総会において、監査役に選任され就任いたしました。
⑥監査役平田健人氏は、2025年6月17日開催の第90回定時株主総会において、監査役に選任され就任いたしました。
6. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況は、後記「(4) 社外役員に関する事項」に記載しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の会社法上の取締役および監査役、並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員とし、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、取締役の金銭報酬は、役位、職責、当社の業績、従業員の給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する「固定報酬」としております。非金銭報酬は、譲渡制限付株式を付与する方法又は役員持株会を通じて市場から自己株式を取得する方法のいずれかによる「株価連動報酬」としております。業績連動報酬は、代表取締役が每期期初に判定指標値を設定し、判定指標値に対する上振れの程度によって評価し、支給することがあるとしております。取締役の個人別報酬額算定方法の原案の決定は、コーポレートガバナンス委員会により決定し、その原案をもとに取締役会にお

いて委任された代表取締役が報酬額を決定しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項及び取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

当社においては、個人別報酬額について取締役会決議にもとづき代表取締役社長執行役員石塚久継がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の月額報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績評価報酬の評価分配とすることとしております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。そのため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			支給人員
	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬	
取 締 役 (内社外取締役)	67百万円 (12百万円)	—	27百万円 (一百万円)	7 名 (3 名)
監 査 役 (内社外監査役)	28百万円 (12百万円)	—	—	5 名 (4 名)
合 計	95百万円	—	27百万円	12 名

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月15日開催の第72回定時株主総会において年額220百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は5名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月15日開催の第72回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の監査役は4名（うち社外監査役3名）であります。
4. 非金銭報酬として、取締役(社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式を交付しております。
上記取締役の報酬限度額とは別枠として、2025年6月17日開催の第90回定時株主総会決議により、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額60百万円以内、割当てる株式の総数は19,200株以内と決議をいただいております。なお当該決議時の取締役(社外取締役を除く)は4名です。
5. 業績連動報酬等の支給はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役小栗悟、安北千差、監査役赤嶺順也、監査役平田健人の四氏は、重要な兼職はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	小栗 悟	当事業年度に開催した取締役会14回のうち、社外監査役在任時の4回全て、社外取締役就任後の10回全てに出席するとともに、社外監査役在任時に開催した監査役会2回全てに出席し、取締役会・監査役会における審議・報告に際して、主に税理士としての専門的見地並びに税務に関する高い見識から、助言を行っております。
取締役	安北 千差	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回全てに出席し、主にデザイナーとしての専門的見地から発言を行っております。また、流通業界における豊富な経験と知識から、市場環境の変化に関する助言を行っております。
監査役	赤嶺 順也	2025年6月17日就任以降開催した取締役会10回のうち10回全てに出席、また、監査役会4回のうち4回全てに出席し、取締役会・監査役会における審議・報告に際して、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	平田 健人	2025年6月17日就任以降開催した取締役会10回のうち10回全てに出席、また、監査役会4回のうち4回全てに出席し、取締役会・監査役会における審議・報告に際して、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

③ 責任限定契約の概況

当社と社外取締役2名及び社外監査役2名は、会社法第427条第1項並びに当社定款第31条第2項、第39条第2項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71百万円

- (注) 1. 当社の子会社のうち、会計監査人設置会社である日本パリソン株式会社及び鳴海製陶株式会社は有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性の検討をした結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「内部統制報告制度」の改定に関する助言・指導等についての対価を支払っていません。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、「内部統制報告制度」の改定に関する助言・指導業務等についての対価を支払っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

5. 会社の支配に関する基本方針の概要

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。

① 「中期経営計画」による企業価値向上への取り組み

当社は1819年（文政2年）の創業以来、ガラスびん・ハウスウェア・紙容器・プラスチック容器・産業器材と事業領域を拡大し成長してきました。くらしに彩り、豊かさとお届けすることを「わたしたちの使命」とし、価値あるモノづくりとともに、社会で輝くヒトを育て、未来に向かうユメを築くことを「わたしたちのビジョン」としております。また、創業以来育んできた伝統と歴史を心に刻み、更なる飛躍に向けて、何事も「誠実」に向き合うこと、失敗を恐れることなく常に「挑戦」を続けること、そして一人ひとりが「成長」を忘れないことの3つを「わたしたちの約束」とし、社会に貢献する企業を目指して事業活動を行っております。

当社グループは、長期的な視点で会社の方向を示す『ISHIZUKA GROUP 2030～挑戦し続けることにより、躍動する企業へ～』を策定し、①2030年度連結営業利益を継続的に50億円以上あげる②ISHIZUKA GROUPを支える「ヒトづくり」③環境と調和した持続可能な未来社会への貢献④誰もが挑戦できる文化の醸成につながるDXの推進を掲げております。これに基づき『2027年度中期経営計画新たな領域への挑戦』をスタートし、①2027年度までに連結営業利益50億円の達成②中堅・若手人財の躍動と視座高い人財の充実③2027年度CO2排出量 Scope 1 + 2 30%削減（2020年度対比）④ペーパーレス化の推進・アナログ作業からの脱却（ラクの追求）に取り組んでおります。

② コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の取締役は、6名（うち代表取締役1名、社外取締役2名）の構成となっており、法令及び定款に定める事項や経営戦略の立案、その他経営上の重要事項の意思決定と職務執行の監督・監視など全社経営機能を担っております。また、直接的な職務執行責任を明確に分離し、社内カンパニー制及び執行役員制度を導入しております。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成する監査役会を開催するほか、自らの監査方針・監査計画に基づき各社内カンパニー・部門及びグループ会社の監査を実施すると共に取締役会・カンパニー社長会等の重要会議に出席し、職務の執行状況を監視できる体制としております。また、内部統制を実効あらしめるため、業務監査部を中心に、事業活動の全般にわたる管理・運営制度及び職務の執行状況の合法性、合理性について監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告すると共に会計監査人と連携し、業務改善への助言・提案を行っております。その他取締役・執行役員・連結子会社社長を構成メンバーとするリスク管理委員会を設置し、定期的にリスク管理委員会を開催しております。

当社はこれらの取り組みとともに株主の皆様をはじめ従業員、お取引先等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の中長期安定的な向上を目指してまいります。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表いたします。したがって、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されます。当社取締役会は、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、原則と

して対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、必要性相当性の範囲内において会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランの有効期間は2028年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとなっておりますが、有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により本プランは廃止されることがあります。また、随時見直しを行い、株主総会における株主の皆様の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続について」をご参照ください。（参考URL <https://www.ishizuka.co.jp/news/index.html>）

(4) 本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、①買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること、②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③合理的な客観的発動要件の設定をしていること、④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示をしていること、⑤株主意思を重視するものであること、⑥デッドハンド型の対応方針やスローハンド型の対応方針ではないこと、の理由から会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システムに関する基本的な考え方について、下記のとおり決議しております。

1. 内部統制システムの基本方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役は経営理念や石塚硝子グループコンプライアンス行動規範に基づき、法令及び定款に適合するための体制整備に努める。
 - ② コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な事項を審議する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、その他の社内規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で記録し、適正に保存及び管理する。

- (3) 当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理の実効性を確保し、適切な対応を図るため、リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスク管理の基本方針並びにその推進体制、その他重要事項を決定する。これに基づき、リスクの未然防止などの事前対応とリスクが顕在化したときの事後対応を行う。
 - ② リスク管理委員会の下にリスク管理推進委員会を設置し、当社グループのリスクを抽出し、低減策を実行する。

- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 石塚硝子グループ中期経営計画及び年度経営計画を策定し、部門毎に方針を明確化し、一貫した管理を行う。
 - ② カンパニー制及び執行役員制により、担当業務と職務権限を明確にし、職務の効率化を図る。

- (5) 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 石塚硝子グループコンプライアンス行動規範に基づき、研修等を通じて、当社グループのすべての役員及び社員等に対しコンプライアンスの徹底を図る。
 - ② 内部通報制度の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、内部監査部門による継続的監査を行う。
- (6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループの業務が法令及び定款に適合することを確保するため、経営理念と行動指針を当社グループ共通のものとし、人的交流等を通じてその浸透を図る。
 - ② 石塚硝子グループ管理規程に基づき、当社グループ相互の責任と権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
 - ③ 業務報告会を通じて、当社グループの情報の共有と経営の適正性の確保に努める。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の職務を補助するため、監査役の要請により合理的な範囲で監査役スタッフを置く。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助する使用人の人事に係る事項については、事前に監査役会の同意を得る。
 - ② 監査役スタッフは、監査役の要請に基づき当該職務を行う期間は、監査役の指揮命令下にあるものとし、取締役からの独立性を確保する。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの役員及び社員等は、主な業務執行について、必要に応じ監査役に報告するほか、事業運営に重要な影響を与える事項については、都度報告をする。
 - ② 内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び社員等からの内部通報の状況について、必要に応じて、監査役に報告をする。

- ③ 報告をした役員及び社員等に対し、当該報告したことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、周知徹底を行う。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役監査の実効性を高めるために、監査役の重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の実地監査等の監査活動に積極的に協力する。
- ② 内部監査部門は、監査役との連携を密にし、監査役に対し内部監査結果の報告をする。
- ③ 監査役が職務の遂行において生ずる費用の請求をするときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、石塚硝子グループコンプライアンス行動規範において市民生活の秩序や安全及び企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で対応する旨を定め、反社会的勢力との関係排除に向け、当社グループ全体で企業倫理の浸透に取り組む。また、平素より関係機関等からの情報収集に努め、所轄警察、顧問弁護士等と緊密に連携し適切に対処する体制を構築する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のための内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関係法令等に対する適合性を確保する。

2. 業務の適正を確保する体制の運用状況

当事業年度における主な取り組みは、以下の通りであります。

(1) コンプライアンスに対する取り組み

石塚硝子グループコンプライアンス行動規範カードを当社グループのすべての役員及び社員等が携帯し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。また、石塚硝子グループの役員及び社員へ向けた研修を行い、コンプライアンスの周知を行っております。

当社は、内部通報窓口を設け、問題の早期発見と改善に努めております。

(2) リスク管理に対する取り組み

当社は「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会及びリスク管理推進委員会を設置しております。リスク管理委員会では、リスク管理の基本方針等を決定し、リスク管理推進委員会において、その方針に基づいたリスクを抽出・低減策を実行することによりリスクを管理しております。

(3) 職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成されており、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当期において取締役会は14回開催され、各議案に対し活発な意見交換がなされております。

また、当社はカンパニー制及び執行役員制を導入し、経営の効率化を図っております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組み

「石塚硝子グループ管理規程」を定め、業務の効率的な運営を図っております。また、毎月カンパニー社長会及び業務報告会を開催し情報の共有と経営の適正性を確保しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されております。当期において監査役会は6回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査役は、社内の重要会議に出席し監査の実効性を高めております。

連結貸借対照表

(2026年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	46,083	流 動 負 債	26,012
現金及び預金	2,973	支払手形及び買掛金	10,954
受取手形及び売掛金	16,939	短期借入金	3,714
電子記録債権	4,098	1年内償還予定の社債	1,477
商品及び製品	10,250	リース債務	985
仕掛品	774	未払金	3,688
原材料及び貯蔵品	4,116	未払費用	2,589
有償受給に係る資産	4,172	未払法人税等	587
その他	2,765	賞与引当金	753
貸倒引当金	△6	その他	1,262
固 定 資 産	53,855	固 定 負 債	34,689
有形固定資産	44,285	社 債	4,820
建物及び構築物	11,420	長期借入金	12,778
機械装置及び運搬具	10,832	リース債務	3,157
工具、器具及び備品	2,033	長期未払金	4,751
土地	15,327	繰延税金負債	1,030
リース資産	4,543	再評価に係る繰延税金負債	3,468
建設仮勘定	128	汚染負荷量引当金	345
無形固定資産	108	退職給付に係る負債	4,141
ソフトウェア	82	その他	194
その他	26	負 債 合 計	60,702
投資その他の資産	9,460	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	7,869	株 主 資 本	27,392
繰延税金資産	509	資 本 金	6,344
退職給付に係る資産	785	資本剰余金	4,689
その他	325	利益剰余金	16,532
貸倒引当金	△29	自己株式	△173
繰延資産	56	その他の包括利益累計額	10,383
社債発行費	56	その他有価証券評価差額金	3,858
資 産 合 計	99,995	土地再評価差額金	5,174
		為替換算調整勘定	△100
		繰延ヘッジ損益	1
		退職給付に係る調整累計額	1,450
		非支配株主持分	1,516
		純 資 産 合 計	39,292
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	99,995

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 2025年3月21日
至 2026年3月20日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		59,510
売 上 原 価		44,035
売 上 総 利 益		15,474
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,314
営 業 利 益		4,160
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	263	
受 取 賃 貸 料	319	
そ の 他	156	740
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	421	
賃 貸 収 入 原 価	222	
そ の 他	374	1,018
経 常 利 益		3,882
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	73	
補 助 金 収 入	64	138
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	64	
固 定 資 産 売 却 損	32	
固 定 資 産 除 却 損	125	222
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,798
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	809	
法 人 税 等 調 整 額	274	1,084
当 期 純 利 益		2,713
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		95
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,618

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年3月21日)
至 2026年3月20日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	6,344	4,687	14,119	△88	25,063
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△271		△271
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,618		2,618
自 己 株 式 の 取 得				△140	△140
自 己 株 式 の 処 分		1		55	56
土地再評価差額金の取崩			66		66
株主資本以外の項目の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	1	2,413	△85	2,329
当 期 末 残 高	6,344	4,689	16,532	△173	27,392

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,846	1	5,393	△117	725	8,849	1,419	35,332
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△271
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								2,618
自 己 株 式 の 取 得								△140
自 己 株 式 の 処 分								56
土地再評価差額金の取崩								66
株主資本以外の項目の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	1,011	0	△219	16	724	1,533	97	1,630
連結会計年度中の変動額合計	1,011	0	△219	16	724	1,533	97	3,960
当 期 末 残 高	3,858	1	5,174	△100	1,450	10,383	1,516	39,292

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 16社

連結子会社の名称

アデリア(株)、石塚物流サービス(株)、ウイストン(株)、石硝運輸(株)、日本パリソン(株)、北洋硝子(株)、鳴海製陶(株)、三重ナルミ(株)、PT. NARUMI INDONESIA、NARUMI SINGAPORE PTE LTD.、鳴海(上海)商貿有限公司、PT. NARUMI GLOBAL SUPPLY INDONESIA、大阪アデリア(株)、石塚王子ペーパーパッケージング(株)、日本機械金型(株)、石塚ウェルネスパッケージング(株)

(2) 非連結子会社の数 4社

非連結子会社の名称

石塚マシテクノ(株)、ISHIZUKA GLASS (UK) LTD.、NARUMI TABLEWARE USA, INC.、ISHIZUKA GLASS (EUROPE) GmbH

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社4社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 なし

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数 4社

持分法を適用しない非連結子会社の名称

石塚マシテクノ(株)、ISHIZUKA GLASS (UK) LTD.、NARUMI TABLEWARE USA, INC.、ISHIZUKA GLASS (EUROPE) GmbH

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額が連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、北洋硝子(株)、鳴海製陶(株)、三重ナルミ(株)、PT. NARUMI INDONESIA、NARUMI SINGAPORE PTE LTD.、鳴海(上海)商貿有限公司、PT. NARUMI GLOBAL SUPPLY INDONESIA、日本機械金型(株)及び石塚ウェルネスパッケージング(株)の決算日は12月31日であります。また、大阪アデリア(株)の決算日は1月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

以外のもの

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

受払記録のあるもの

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他のもの

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社16社のうち11社が主に定額法、6社が主に定率法であります。

ただし、国内会社は、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～60年

機械装置及び運搬具 2年～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年3月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③汚染負荷量引当金

当社が吸収合併した旧㈱アサヒビールパックスが過去に有していた吹田及び関東工場に係る汚染負荷量賦課金の支払に備えるため、将来にわたって発生する汚染負荷量賦課金総額の現在価値を汚染負荷量引当金として計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、ガラスびん・ハウスウェア・紙容器・プラスチック容器・抗菌剤・調理器具向けガラストッププレートの製造及び販売、並びにこれに関連した事業活動を展開しております。製品の製造・販売については、主に完成した製品を顧客に引き渡すことを履行義務として識別しております。したがって、製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、原則として出荷時に収益を認識しております。また、輸出入取引については、インコタームズ等で定

められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

その他に、顧客から原材料等を仕入れ加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引においては、顧客に支払われる対価に該当するものと判断し、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。また、販売手数料等の顧客に支払われる対価については、売上高から控除した金額で収益を認識しております。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によって行うこととしております。なお、為替予約及び通貨オプションについては、振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

【会計方針の変更に関する注記】

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務

担保に供している資産

建物及び構築物	1,857百万円
機械装置及び運搬具	2,581
工具、器具及び備品	605
土地	8,409
投資有価証券	2,262
計	15,716

担保資産に対応する債務

短期借入金	360百万円
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	123
未払金	195
長期未払金	391
計	1,071

2. 有形固定資産の減価償却累計額

68,074百万円

3. 土地の再評価

当社及び鳴海製陶㈱は「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び平成13年3月31日の同法律の改正に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

・当社

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

・鳴海製陶㈱

同条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

(2) 再評価を行った日

・当社

2022年3月20日

・鳴海製陶㈱

2022年3月31日

(3) 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,674百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	4,219,554株	4,219,554株

2. 自己株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	34,992株	36,210株	21,792株	49,410株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加36,000株及び単元未満株式210株の買取りによるものです。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年4月24日 取締役会	普通株式	271	65	2025年3月20日	2025年5月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2026年4月23日 取締役会	普通株式	291	70	2026年3月20日	2026年6月2日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループ（当社及び連結子会社）は、資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入及び社債発行等による方針であります。デリバティブは、将来の原材料購入価格・為替・金利の変動によるリスクのヘッジを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理業務として、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制を敷いております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、経理担当部門が定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが120日以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

ヘッジ会計の方法については「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4. (8)」をご参照ください。

また、取引に係るリスク管理体制につきましては、当社においては、デリバティブ取引に係る契約締結業務は、財務部経理グループが担当しており、当社稟議規程により、役員合議の後、社長決裁を受けております。連結子会社においては、取締役会決議を経て経理担当部署が管理しており、契約締結業務は当社の財務部経理グループに連絡した上で行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月20日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注）を参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※2)	時価(※2)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	7,250	7,250	-
(2) 社債(1年内償還予定含む)	(6,298)	(6,077)	△220
(3) 長期借入金(1年内返済予定含む)	(14,851)	(14,241)	△609
(4) リース債務(1年内返済予定含む) (※3)	(4,137)	(4,008)	△128
(5) 長期未払金(1年内返済予定含む)	(6,573)	(6,376)	△197
(6) デリバティブ取引(※4)	4	4	-

(※1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金(1年内返済予定の長期借入金を除く)、未払金(1年内返済予定の未払金除く)並びに未払法人税等については、現金であること並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※3) 利息相当額を控除しない方法によっているリース債務6百万円は含めておりません。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注) 投資有価証券のうち非上場株式等619百万円は、市場価格がないため時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	7,250	—	—	7,250
デリバティブ取引	—	4	—	4
資産計	7,250	4	—	7,255

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定含む）	—	6,077	—	6,077
長期借入金（1年内返済予定含む）	—	14,241	—	14,241
リース債務（1年内返済予定含む）	—	4,008	—	4,008
長期未払金（1年内返済予定含む）	—	6,376	—	6,376
負債計	—	30,704	—	30,704

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された時価を用いており、その時価は為替レート等の観察可能なインプットを用いて算出されていることから、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務、長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額（※）と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（※）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、茨城県、愛知県、兵庫県及びその他の地域において、賃貸用の工業施設等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
5,511	7,141

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、主として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、当社は従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	7,778百万円
勤務費用	413
利息費用	98
数理計算上の差異の発生額	△840
退職給付の支払額	△502
為替換算差額	△34
退職給付債務の期末残高	6,914

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	3,507百万円
期待運用収益	82
数理計算上の差異発生額	80
事業主からの拠出額	133
退職給付の支払額	△234
為替換算差額	△12
年金資産の期末残高	3,558

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表	
積立型制度の退職給付債務	2,827百万円
年金資産	△3,558
	<hr/>
	△730
非積立型制度の退職給付	4,086
	<hr/>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,356
退職給付に係る資産	△785
退職給付に係る負債	4,141
	<hr/>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,356
	<hr/>
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	413百万円
利息費用	98
期待運用収益	△82
数理計算上の差異の費用処理額	0
過去勤務費用の費用処理額	△17
	<hr/>
確定給付制度に係る退職給付費用	413
	<hr/>
(6) 退職給付に係る調整額	
退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
数理計算上の差異	912百万円
過去勤務費用	△17
(6) 退職給付に係る調整累計額	
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識数理計算上の差異	1,739百万円
過去勤務費用	68
(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
割引率	0.9%～3.9%
長期期待運用収益率	2.0%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出の要拠出額は、22百万円であります。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益認識を分解した情報

顧客との契約から生じる収益の分解情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント							その他	合計
	包装容器関連				ハウス ウェア 関連	産 業 マテリ アル 関連	計		
	ガラ ス び ん 関 連	紙 容 器 関 連	プ ラ ス チ ッ ク 容 器 関 連	小 計					
顧客との契約から生じる収益									
国内	11,252	9,206	15,858	36,317	10,207	3,430	49,955	5,217	55,173
海外	—	—	—	—	3,039	1,230	4,269	67	4,336
計	11,252	9,206	15,858	36,317	13,246	4,660	54,225	5,285	59,510

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】の「4. 会計方針に関する事項(7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社については、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	9,058円73銭
1株当たり当期純利益	624円02銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	40,415	流 動 負 債	29,101
現金 及 び 預 金	1,346	買 掛 金	15,731
受 取 手 形	68	短 期 借 入 金	4,925
売 掛 金	13,117	1年内償還予定の社債	1,477
電 子 記 録 債 権	3,240	一 一 債 務	373
商 品 及 び 製 品	6,577	未 払 金	1,852
仕 掛 品	223	未 払 費 用	1,556
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	952	前 受 金	140
未 収 入 金	4,915	預 り 金	46
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	7,827	賞 与 引 当 金	273
有 償 受 給 に 係 る 資 産	2,016	有 償 支 給 に 係 る 負 債	2,016
そ の 他	133	そ の 他	707
貸 倒 引 当 金	△2	固 定 負 債	26,725
固 定 資 産	46,127	社 債	4,820
有 形 固 定 資 産	27,709	長 期 借 入 金	12,472
建 物	9,626	リ 一 ス 債 務	1,110
構 築 物	590	長 期 未 払 金	522
機 械 装 置	2,802	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,661
車 両 運 搬 具	49	退 職 給 付 引 当 金	4,045
工 具、器 具 及 び 備 品	623	汚 染 負 荷 量 引 当 金	345
土 地	12,357	そ の 他	746
リ 一 ス 資 産	1,636	負 債 合 計	55,826
建 設 仮 勘 定	23	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	23	株 主 資 本	21,755
ソ フ ト ウ ェ ア	12	資 本 金	6,344
そ の 他	10	資 本 剩 余 金	4,567
投 資 そ の 他 の 資 産	18,394	資 本 準 備 金	3,391
投 資 有 価 証 券	7,493	そ の 他 資 本 剩 余 金	1,176
関 係 会 社 株 式	10,063	利 益 剩 余 金	11,017
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	717	利 益 準 備 金	1
そ の 他	133	そ の 他 利 益 剩 余 金	11,016
貸 倒 引 当 金	△14	繰 越 利 益 剩 余 金	11,016
繰 延 資 産	56	自 己 株 式	△173
社 債 発 行 費	56	評 価 ・ 換 算 差 額 等	9,017
資 産 合 計	86,599	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,820
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,197
		純 資 産 合 計	30,772
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	86,599

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 2025年3月21日)
(至 2026年3月20日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		34,999
売 上 原 価		28,517
売 上 総 利 益		6,482
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,444
営 業 利 益		2,038
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,104	
受 取 賃 貸 料	1,648	
そ の 他	240	2,993
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	307	
賃 貸 収 入 原 価	994	
そ の 他	373	1,675
経 常 利 益		3,356
税 引 前 当 期 純 利 益		3,356
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	384	
法 人 税 等 調 整 額	353	737
当 期 純 利 益		2,619

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2025年3月21日)
(至 2026年3月20日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	6,344	3,391	1,174	4,566	1	8,602	8,603	△88	19,425
剰 余 金 の 配 当						△271	△271		△271
当 期 純 利 益						2,619	2,619		2,619
自己株式の取得								△140	△140
自己株式の処分			1	1				55	56
土地再評価差額金の取崩						66	66		66
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	1	1	-	2,414	2,414	△85	2,330
当 期 末 残 高	6,344	3,391	1,176	4,567	1	11,016	11,017	△173	21,755

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	2,820	5,340	8,160	27,585
剰 余 金 の 配 当				△271
当 期 純 利 益				2,619
自己株式の取得				△140
自己株式の処分				56
土地再評価差額金の取崩				66
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,000	△142	857	857
事業年度中の変動額合計	1,000	△142	857	3,187
当 期 末 残 高	3,820	5,197	9,017	30,772

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品	総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品	
受払記録のあるもの	総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
その他のもの	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

岩倉工場・東京工場・ 姫路工場・福崎工場	定額法
上記以外	定率法
	ただし、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
	建物 2年～38年
	機械装置 2年～9年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産	自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年3月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 繰延資産の処理方法
社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算差額

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当期に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

(4) 汚染負荷量引当金

当社が吸収合併した旧㈱アサヒビールパックスが過去に有していた吹田及び関東工場に係る汚染負荷量賦課金の支払に備えるため、将来にわたって発生する汚染負荷量賦課金総額の現在価値を汚染負荷量引当金として計上しております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、ガラスびん・ハウスウェア・プラスチック容器の製造及び販売、並びにこれらに関連した事業活動を展開しております。製品の製造・販売については、主に完成した製品を顧客に引き渡すことを履行義務として識別しております。したがって、製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、原則として出荷時に収益を認識しております。また、輸出取引については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

その他に、顧客から原材料等を仕入れ加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引においては、顧客に支払われる対価に該当するものと判断し、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

8. ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によって行うこととしております。なお、為替予約及び通貨オプションについては、振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

【会計方針の変更に関する注記】

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務

担保に供している資産

建物	1,533百万円
構築物	192
機械装置	2,555
車両運搬具	25
工具、器具及び備品	605
土地	6,099
投資有価証券	2,262
計	13,273

担保資産に対応する債務

短期借入金	300百万円
未払金	195
長期未払金	391
計	887

2. 有形固定資産の減価償却累計額 35,900百万円

3. 保証債務

日本パリソン㈱ 355百万円

また、上記の他に定期建物賃貸借契約等に対し、債務保証をおこなっております。

石塚ウェルネスパッケージング㈱（月額賃料） 10百万円

なお、この定期建物賃貸借契約等の残余期間は、28年9か月であります。

4. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	5,431百万円
長期金銭債権	—
短期金銭債務	13,397
長期金銭債務	—

5. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び平成13年3月31日の同法律の改正に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

(2) 再評価を行った日

2002年3月20日

(3) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,222百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,605百万円

仕入高 13,718

その他 3,347

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 2,418

営業外費用 54

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	34,992株	36,210株	21,792株	49,410株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加36,000株及び単元未満株式210株の買取りによるものです。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,273百万円
繰越欠損金	300
投資有価証券評価損	176
汚染負荷量引当金	108
減価償却費	88
賞与引当金	83
棚卸資産評価損	41
会社分割による子会社株式調整額	35
未払社会保険料	26
その他	59
繰延税金資産小計	2,195
評価性引当額	△1,458
繰延税金資産合計	737
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,379
会社分割による子会社株式調整額	△40
資産評価差額金	△34
繰延税金負債合計	△1,454
繰延税金負債の純額	△716

なお、上記のほか再評価に係る繰延税金負債2,661百万円が計上されております。

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ガラス製品製造設備及び事務機器の一部については、リース契約により使用しております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、【重要な会計方針に係る事項に関する注記】の「7. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有の割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	アデリア㈱	所有 直接 100	役員の兼任 資金の借入 製品の販売	製品の販売 (注1)	1,571	売掛金	813
				資金の借入 (注2)	903	短期借入金	816
				利息の支払 (注2)	8	未払費用	4
子会社	日本パリソン㈱	所有 直接 89.75 間接 0.25	役員の兼任 資金の貸付 商品の仕入 設備の賃貸 設備等の購入の 立替 資材仕入の立替	資金の貸付 (注2)	6,763	関係会社 短期貸付金	6,487
				利息の受取 (注2)	65	未収収益	31
				商品の仕入 (注4)	11,952	買掛金	10,517
				賃貸収入 (注5)	1,266	—	—
				設備等の購入の 立替	—	未収金	1,051
				資材仕入の立替	—	未収金	3,132
子会社	石塚王子ペーパー パッケージング㈱	所有 直接 60	役員の兼任 資金の貸付及び 借入 設備の賃貸	資金の貸付 (注3)	—	関係会社 短期貸付金	1,020
				利息の受取 (注3)	11	—	—
子会社	石塚ウェルネスパ ッケージング㈱	所有 直接 100	資金の貸付 債務保証	資金の貸付 (注3)	—	関係会社 短期貸付金	921
				利息の受取 (注3)	19	—	—
				債務保証 (注6)	122	—	—
子会社	日本機械金型㈱	所有 直接 100	資金の借入	資金の借入 (注3)	—	短期借入金	900
				利息の支払 (注3)	9	未払費用	4

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 製品の販売については、当社製品の市場価格から算定した価格及び当社における総原価を検討の上、決定しております。
- (注2) 日本パリソン㈱に対する資金の貸付並びにアデリア㈱からの資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額については、期中平均残高を記載しております。
- (注3) 石塚王子ペーパーパッケージング㈱及び石塚ウェルネスパッケージングに対する資金の貸付並びに日本機械金型㈱からの資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注4) 日本パリソン㈱からの商品の仕入については、当該商品の市場価格から算定した価格及び両社から提示された総原価等を検討の上、決定しております。
- (注5) 日本パリソン㈱に賃貸している土地・建物等に対して、近隣の地代及び資産の評価額を勘案して賃貸料を合理的に決定しております。

(注6)【貸借対照表に関する注記】3. 保証債務に記載のとおり、定期建物賃貸借契約等に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受領していません。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) の割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員	石塚 久継	(被所有) 直接 1.31	当社 代表取締役 社長執行役員	金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分 (注)	16	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。自己株式の処分価額は、2025年6月27日の東京証券取引所における当社普通株式の終値に基づいて決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額

7,379円35銭

1株当たり当期純利益

624円19銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

石塚硝子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤 達 治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 牧野 秀 俊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石塚硝子株式会社の2025年3月21日から2026年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石塚硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

石塚硝子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤達治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 牧野秀俊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石塚硝子株式会社の2025年3月21日から2026年3月20日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月21日から2026年3月20日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従い、取締役、執行役員、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月8日

石塚硝子株式会社 監査役会

常勤監査役 北 山 聡 ㊟

社外監査役 赤 嶺 順 也 ㊟

社外監査役 平 田 健 人 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いしづかひさつぐ 石塚久継 (1965年 4月2日)	1990年4月 株式会社富士銀行入行 1997年9月 当社入社 2004年6月 当社取締役兼執行役員ガラスびんカンパニー社長 2009年6月 当社常務取締役 2011年6月 当社取締役副社長営業部門・管理部門管掌 2013年6月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 遠東石塚グリーンペット株式会社代表取締役 日本パリソン株式会社代表取締役会長 石塚ウェルネスパッケージング株式会社取締役会長	54,987株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>石塚久継氏は、管理部門、ガラスびん事業を中心に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有しております。また、2013年6月に当社代表取締役に就任し、当社グループ経営に貢献しております。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	くろやなぎひろし 畔柳博史 (1960年 8月5日)	1984年4月 株式会社富士銀行入行 2012年6月 当社入社 2012年6月 当社執行役員経営企画部長 2013年6月 当社取締役兼執行役員経営企画部長 2024年3月 当社取締役常務執行役員経営企画部長 内部統制担当 グループ連携担当 未来挑戦部管掌（現任） (重要な兼職の状況) 鳴海製陶株式会社取締役 石硝運輸株式会社取締役	11,409株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>畔柳博史氏は、金融機関における豊富な経験と実績を有しております。また、当社へ入社後、管理部門に携わり、当社グループ経営に貢献しております。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	いなもとひろき 稲本弘希 (1968年 3月25日)	1990年4月 当社入社 2016年6月 当社執行役員ガラスびんカンパニー社 長兼業務部長 2018年3月 当社執行役員人事・総務部長 2020年3月 当社執行役員プラスチックカンパニー 社長兼日本パリソン株式会社代表取締役 役社長 2024年3月 当社上席執行役員プラスチックカンパ ニー社長兼日本パリソン株式会社代表 取締役社長 2024年6月 当社取締役上席執行役員プラスチック カンパニー社長兼日本パリソン株式会 社代表取締役社長(現任)	6,813株
取締役候補者とした理由 稲本弘希氏は、ガラスびん事業・PETボトル用プリフォーム事業に携わり当社における業 務上の豊富な経験と実績を有しております。これらの経験と実績を当社の経営に反映して いただくため、取締役として選任をお願いするものであります。			
4	すぎうらおさむ 杉浦修 (1960年 12月21日)	1985年3月 当社入社 2004年3月 当社執行役員アドバンストガラスカン パニー社長兼機能材料部長 2012年12月 当社執行役員ハウスウエアカンパニー 社長 2018年6月 当社執行役員兼ウイストン株式会社代 表取締役社長 2024年6月 当社取締役執行役員兼ウイストン株式 会社代表取締役社長(現任)	12,093株
取締役候補者とした理由 杉浦修氏は、機能材料事業・ハウスウエア事業・プラスチック容器事業に携わり当社に おける業務上の豊富な経験と実績を有しております。これらの経験と実績を当社の経営に 反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	おぐり さとる 小栗 悟 (1962年 3月21日)	1987年4月 監査法人丸の内会計事務所(現有限責任 監査法人トーマツ)入所 1989年1月 税理士登録 1992年12月 小栗悟税理士事務所開設 2011年9月 税理士法人オグリに組織変更 代表社員 2014年6月 当社監査役 2021年12月 税理士法人STRに社名変更 代表社員 (現任) 2025年6月 当社取締役(現任)	2,500株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>小栗悟氏は、税理士としての専門的見地並びに税務に関する高い見識を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由に基づき、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			
6	やすきた ちさき 安北千差 (1972年 3月31日)	2005年4月 O.I.L.design設立 同 代表(現任) 2018年6月 当社取締役(現任)	1,700株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>安北千差氏は、生活雑貨流通業界においてデザイナーとして豊富な経験と知識を有しております。これらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役として大所高所から助言をいただき、職務を適切に遂行していただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小栗悟、安北千差の両氏は、社外取締役候補者であります。また、小栗悟、安北千差の両氏が選任された場合は、当社は両氏を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 小栗悟氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。なお、同氏は、過去に当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は11年であります。
4. 安北千差氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は、小栗悟、安北千差の両氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第31条第2項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、小栗悟、安北千差の両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。各取締役候補者が取締役選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、次回更新時には同内容で更新を予定しております。

(ご参考)

第1号議案をご承認いただいた場合の取締役の構成

	企業 経営	財務 ・会計	法務 ・内部統制	人事 ・労務	技術 ・IT・研究 開発	営業・マー ケティング	グローバル 経験
石塚久継	○	○				○	○
畔柳博史	○	○	○	○		○	○
稲本弘希	○			○		○	
杉浦 修	○				○	○	
小栗 悟		○	○				
安北千差						○	○

(注) 各人の有する専門性および経験のうち主要なスキルを○で記載しております。

上記一覧表は各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役赤嶺順也氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
あか みね じゅん や 赤 嶺 順 也 (1978年 12月6日)	2002年10月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2006年6月 公認会計士登録 2015年10月 赤嶺公認会計士事務所開設 所長(現任) 2015年10月 3i'sConsulting合同会社設立 代表社員 (現任) 2015年11月 税理士登録 2025年6月 当社監査役(現任)	100株
社外監査役候補者とした理由 赤嶺順也氏は、公認会計士・税理士としての専門的見地並びに会計・税務に関する高い見識を輪しており、これらを当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由に基づき、当社の社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 赤嶺順也氏は、社外監査役候補者であり、当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。
3. 赤嶺順也氏は、社外監査役候補者であります。赤嶺順也氏が選任された場合は、当社は赤嶺順也氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は赤嶺順也氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第39条第2項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、赤嶺氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、当社監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。候補者が監査役に就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、次回更新時には同内容で更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役赤嶺順也および平田健人の両氏の補欠監査役として松田茂樹氏を、監査役北山聡氏の補欠監査役として石原浩氏を選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、松田茂樹、石原浩の両氏を選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まつ だ しげ き 松 田 茂 樹 (1961年 5月21日)	1986年10月 監査法人丸の内会計事務所(有有限責任監査法人トーマツ)入所 1994年1月 松田公認会計士事務所 開設(現任) 2004年1月 税理士法人 あいき 設立 代表社員就任(現任) 2012年4月 国立大学法人 名古屋工業大学 監事 2013年4月 株式会社F U J I 非常勤監査役就任 2015年4月 ローランドディー、ジー、株式会社 非常勤監査役就任	0株
2	いし はら ひろし 石 原 浩 (1956年 3月10日)	1978年4月 株式会社富士銀行入行 2008年4月 当社入社 2011年6月 人事総務部付部長 2016年3月 当社退社 2016年3月 ウイストン株式会社 取締役営業部長兼総務部長 2019年6月 ウイストン株式会社 取締役総務部長 2023年6月 ウイストン株式会社 顧問(現任)	2,100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 候補者松田茂樹氏は社外監査役の要件を満たしております。また、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。
 3. 松田茂樹氏は、公認会計士及び税理士としての専門的見地並びに会計・税務に関する高い見識を有しており、補欠監査役として選任をお願いするものであります。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 4. 当社は、松田茂樹氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第39条第2項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
 5. 当社は、当社監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。各候補者が監査役に就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、次回更新時には同内容で更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 アデリア総合体育文化センター
1階 多目的ホール(10:00開会)

住所 岩倉市鈴井町下新田123番地

交通機関 名鉄犬山線「岩倉駅」下車

- ①岩倉駅西口より会場まで徒歩15分 または
- ②岩倉駅西口バス乗り場より名鉄バス一宮線(50系統)一宮駅東口行「西市」バス停(2つ目)下車 徒歩4分

<ご参考> 岩倉駅西口からバスにご乗車される場合の時刻表

9:05(9:15頃会場着)、9:20(9:30頃会場着)、9:35(9:45頃会場着)

※上記は本資料作成時点のものです。バス運行会社の都合により
変更・遅延の可能性がございますので、ご注意ください。

